

くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

特定水産資源	配分数量
くろまぐろ（小型魚）	0.9トン
くろまぐろ（大型魚）	6.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁業	0.9トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁業	6.0トン

第2 するめいか

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県するめいか漁業	現行水準